

小清水町空家等解体促進事業補助要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、小清水町内にある空家及び廃屋（以下「空家等」という。）を解体する費用の一部を補助することにより、空家等の整理を通じて良好な住宅環境の整備を進め、より良い生活環境を守り美しい景観の創出により、魅力と活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建物 専用住宅（居室及び台所、便所を有するもので、併用住宅を含む。）及びそれに附属する物置等の附属家をいう。
- (2) 空家 現に使用していない、又は使用する予定がないと確約される建物をいう。
- (3) 廃屋 放置され荒廃している建物をいう。

(補助対象事業)

**第3条** 町長は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で空家等を解体及び処理する事業に要する経費（以下「解体費」という。）の一部を補助することができる。ただし、財産の取得及び建て替えを目的とする事業は対象外とする。

2 前項の事業は、解体費（消費税を除く。以下同じ。）が50万円以上のものを対象とし、解体工事は建設業を営むもののうち、解体工事業の許可を取得、又は建設リサイクル法に基づく解体工事業に登録した町内に本店、支店又は営業所を有するものが施工するものとする。ただし、やむを得ない事由により町内業者により施工が困難であると認められる場合は、この限りではない。

(補助対象者)

**第4条** 補助対象者は、前条に規定する事業を実施する個人又は団体（以下「個人等」という。）で、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町税等を滞納していないこと
- (2) この補助金に係る解体について、国、道又は町の制度による他の補助等を受けていないこと
- (3) 自らの負担で空家を解体すること

(補助対象の範囲及び補助金の額)

**第5条** 補助対象となる空家等は、町内に存在するもので、あらかじめ当該空家等に係る所有権その他の権利の調整を終えたものとし、所有者に解体することができない事情があると思料される場合を含むものとする。

2 補助対象事業は、建設リサイクル法等の関係法令を遵守し解体された工事とする。

3 補助金の額は、解体費の2分の1の額（千円未満切捨て）とし、50万円を補助の限度額とする。  
（補助の交付申請等の手続）

**第6条** 補助金の交付申請等の手続は、小清水町補助金等交付規則（昭和62年規則第5号）の規定によるものとする。

2 交付申請には、前項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

（1）小清水町空家等解体促進事業概要書（別記様式第1号）

（2）申請者及び世帯全員の町税等の納付状況を町長が確認するための同意書（別記様式第2号・町外の申請者については、現在居住の市町村が発行する完納証明書等）

（3）工事見積書の写し（一式見積もりは不可）

（4）工事契約書の写し

（5）解体する建物の図面及び写真等

（6）建物の所有権を証明できる文書の写し（登記事項証明書又は固定資産税納税通知書又は固定資産税課税台帳の写し）

（7）その他、町長が必要と認めた書類

（報告の聴取）

**第7条** 町長は、申請のあった個人等又は補助を決定した個人等から必要な報告を求め、又は調査することができる。

（実績報告）

**第8条** 補助対象者は、解体工事が完了したときは、すみやかに実績報告をしなければならない。

2 前項の実績報告は、小清水町補助金等交付規則（昭和62年規則第5号）の規定によるものとし、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

（1）解体後の状況が確認できる書類（写真等は解体前後の状況が比較できるもの）

（2）解体工事費の領収書の写し

（3）その他、町長が必要と認めた書類

（補助金の額の確定）

**第9条** 前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書等の審査及び必要に応じ

て行う現地調査等により、補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、空家等解体促進事業補助金確定通知書（別記様式第3号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

**第10条** 補助対象者は、前条の規定による補助金の確定の通知を受けたあと、速やかに空家等解体促進事業補助金交付請求書（別記様式第4号）を町長に提出するものとする。

2 補助金の交付は、前項の規定による請求後において交付するものとする。

（決定の取消し及び補助金の返還）

**第11条** 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 補助事業を中止、又は廃止したとき。

（2） 第3条から第5条の条件を満たさないとき。

（3） 虚偽の申請、その他不正行為によって交付決定及び、補助金の支払いを受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第6条に規定する交付申請等の手続及び第11条に規定する決定の取消しに係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

#### 附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。